平成２９年（フ）第２９３号
静岡市清水区下野町９―10　コーポ下野102、住民票上の住所静岡市清水区押切1210番地の２　押切西団地　５―306
債務者　村田美規世
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１６号
栃木県宇都宮市鶴田町406番地22
債務者　日下田直之
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０５号
岡山市北区表町３丁目21番１―304号
債務者　津和﨑佳都代
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１９号
岡山市北区奥田１丁目７番23号　ステューディオ奥田103、旧住所岡山市北区表町３丁目14番18号　セイワビル303
債務者　相賀　一夫
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２６号
岡山市中区雄町462番地１　Ａ―１
債務者　井上　保彦
1　決定年月日時　平成29年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３２号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ１丁目22番地５、前住所神奈川県横浜市都筑区荏田南２丁目13番17―102号
債務者　松浦　良平
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４４号
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目２番16号　西川田ハイツ205
債務者　黒須　清次
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１３号
静岡県藤枝市平島665番地の１　県営平島団地Ｃ棟302号
債務者　岡村　和子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６９号
東京都調布市小島町２丁目12番地５エスター調布Ｂ―101
債務者　山本　　慶
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８５２号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番８―505号
債務者　松山　玲奈（旧姓新川）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９０８号
横浜市中区松影町３丁目10番地18　あさみ館605号室
債務者　永井　健太
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６６号
東京都八王子市上柚木３丁目16番地３―1106
債務者　加藤　里奈
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８４０号
東京都八王子市東浅川町18番地10東都ハイツ310号
債務者　新井　裕介
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９１１号
横浜市戸塚区東俣野町961番地14
債務者　橋本　鏡子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９１６号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート19棟303号
債務者　友永　隆浩
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部